

姫 監 公 表 第 4 号

令和 7 年 3 月 2 5 日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和 6 年度 監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定により標記監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 市民局定期監査結果報告書
- 2 観光経済局定期監査並びに関係指定管理者監査及び関係補助金等交付団体監査結果報告書
- 3 観光経済局随時監査結果報告書
- 4 デジタル戦略本部定期監査結果報告書
- 5 健康福祉局定期監査並びに関係指定管理者監査及び補助金等交付団体監査結果報告書
- 6 会計課定期監査結果報告書
- 7 教育委員会事務局定期監査結果報告書
- 8 教育委員会事務局随時監査結果報告書

令和6年度 教育委員会事務局定期監査（行政監査を含む。）
結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

教育委員会事務局

学校教育部 教職員課、学校指導課、健康教育課、人権教育課

出先(教育)機関 総合教育センター（教育研修課、育成支援課）、
夢前学校給食センター

小学校 城乾小学校、峰相小学校、白鳥小学校、太市小学校、東
小学校、城陽小学校、八木小学校、妻鹿小学校、八幡小
学校、余部小学校、前之庄小学校、苅野小学校

中学校 増位中学校、飾磨東中学校、飾磨中部中学校、神南中学
校、置塩中学校、鹿谷中学校、香寺中学校

高等学校 飾磨高等学校

幼稚園 城乾幼稚園、曾左幼稚園、青山幼稚園、城陽幼稚園、八
幡幼稚園

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和6年10月31日から令和7年1月15日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

- ア 高等学校授業料収入関係事務（学校指導課）
- イ 大学生等奨学貸付金収入関係事務（学校指導課）
- ウ 学校給食費収入関係事務（健康教育課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。

(2) 支出関係事務

- ア 契約関係事務（健康教育課）

(ア) 家島学校給食センター産業廃棄物処理業務委託

この事務について関係書類を調査したところ、産業廃棄物処理業の許可のない業者を選定して、見積合わせを実施していた。姫路市契約規則等に基づき、適正な業者選定に努められたい。

(イ) 家島学校給食センターグリストラップの清掃及び油泥の収集運搬業務委託

この事務について関係書類を調査したところ、代表者が同一の業者を選定して、見積合わせを実施していた。姫路市契約規則等に基づき、適正な業者選定に努められたい。

- イ 契約関係事務（育成支援課）

(イ) 少年補導活動業務委託

この事務について関係書類を調査したところ、契約決裁に、決裁日より先の日付で作成された見積書を添付していた。適正な事務処理に努められたい。

(3) 準公金関係事務

- ア 出納管理事務（健康教育課）

(ア) 姫路市学校保健会保有金の過誤納金返金事務

この事務について関係書類を調査したところ、過誤納金を返金する際に支出決定書を作成せずに出金していた。適正な事務処理に努められたい。

(学校・園)

(1) 就学援助費、就学奨励費支給関係事務

ア 令和5年度分の就学奨励費について、教育委員会から令和5年度に入金があったが、遅いものでは入金後1年以上経ってから支給していた。(1校)
就学奨励事務取扱要領に基づき、適正な事務処理を行い、遅延のないように努められたい。

(2) 教育扶助費、自然学校事業費等公金関係事務

ア 教育扶助費を学年費と積立費に充当する支出決裁書において、学年費と積立費の単価に誤りがあるまま支出したため、適正な金額と支出金額との差額は教諭が立て替えたままになっていた。(1校)

イ 自然学校事業において、令和元年に口座へ入金されたままの不明金があった。(1校)

ウ 自然学校事業費の口座に令和4年度末時点から残金があり、教諭が立て替えたままになっていた。(1校)

エ 人権啓発交流推進事業の講師謝金の支出において、教育委員会から支出経費がすでに入金されているのを確認せずに立替払いをしていた。(1校)
適正な事務処理を行い、単価等に誤りがないよう、また遅延のないように努められたい。

(3) 準公金関係事務

ア 愛護育成会のお茶代を立替払いしていたが、教育委員会から入金後約4か月、立替者に返金していなかった。(1校)
適正な事務処理を行い、遅延のないように努められたい。

(4) 学校徴収金関係事務

ア P T A会計の本部から各部への活動費の支出において、各部の領収書を受領していなかった。(1校)

イ 特別支援学級の学校徴収金を、口座で管理せず、現金管理をしていた。(1校)

ウ 特別支援学級の教材費及び学年費について、支出決裁書を作成せずに業者へ支払いをしていた。(1校)

エ 特別支援学級の学年費において、バザー用の商品作成のための材料費を

販売収入があるまで教諭が立て替えていた。(1校)

オ 日本スポーツ振興センター災害共済給付事業において、令和5年度に保護者へ返金すべき掛金を令和6年度まで1年以上返金していなかった。

(1校)

カ 学年費の名札代の支出において、口座から現金を出金してから2か月以上、金庫に保管したままであった。(1校)

キ 生徒会の部活動費を口座から出金したが、請求書の送付がないため2か月以上金庫に保管したままであった。(1校)

ク 生徒会費の部活動のバス代支出において、振込手数料の一部を教諭が立て替えたままになっていた。(1校)

ケ 教材費を教諭が立替払いしていたが、立替者に返金したのは翌年度であった。(1校)

コ 学年費等について、収入決裁書を作成していなかった。(1校)

サ 学年費のバス代支出において、振込手数料を教諭が立て替えたままになっていた。(1校)

シ 生徒会費について、領収書及び振込依頼書など支払いを確認できる書類が添付されていない支出決裁書が多数あった。(1校)

ス 手話技能検定代及び福祉住環境コーディネーター検3級代金の振込手数料について、職員が年度末まで立て替えることを前提とした事務処理になっていた。(1校)

セ 新学期用品の購入について、支出決裁書を作成せずに支出していた。(1園)

学校徴収金取扱マニュアル、市立幼稚園徴収金取扱マニュアル、高等学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に執行されたい。